令和８年度第１回　古河市総合教育会議　会議録

日　時	令和８年１０月１３日　午後２時００分～午後３時３０分
会　場	総和庁舎３階　特別会議室
出席者	〔構成員〕 針谷市長　吉田教育長 中野教育長職務代理者　篤教育委員 竹村教育委員　千野教育委員 〔事務局関係〕 綾部企画政策部長　稗田財産活用課長 栄田企画課長　栗原財産活用課課長補佐 舘野企画課課長補佐　野口財産活用課係長 川原企画課係長　大浦教育部長 山中企画課主幹　宇都木教育部副部長 佐藤教育総務課教育政策室室長 中根教育総務課教育政策室副参事
傍聴者	０名
議　題	（１）古河市におけるファシリティマネジメントの取組み （財産活用課より説明） ＜公共施設の現状と課題＞ ・ファシリティマネジメントは、市が保有する土地、建物、インフラ等の資産を総合的に管理・活用し、公共施設全体の最適化を図るものであり、公共施設等総合管理基本方針及び公共施設適正配置基本計画に基づき推進している。 ・学校教育施設が公共施設の延床面積の半数以上を占め、昭和 40 年代から平成初期に集中的に整備した施設の更新が今後大量に発生する。公共施設数は、計画策定時の 189 施設から統廃合により 171 施設となっている。 ・すべての施設を長寿命化した場合でも、改修・更新等に年間約 41 億円が必要と試算される一方、充てられる経費は年間約 18 億円であり、扶助費の増加や合併特例債の終了も踏まえると、現状の施設をすべて維持することは困難である。 ＜３つの改革の視点による取組＞ ・行政改革として、ネーミングライツや遊休スペースの活用等による歳入確保を進めている。量の改革として、第一保育所をはじめ 18 施設を統廃合した。質の改革として、包括管理委託の導入・拡大、計画的な予防保全・修繕、LED 照明化等に取り組んでいる。 ＜総和地域交流センターの整備事例＞ ・老朽化した中央公民館、さくら公民館、ふれあい公民館及びサークル館の４施設を廃止・集約し、令和８年３月に総和地域交流センターを開館した。ネーミング

裏面あり

	ライツにより「TSURUTA ふくろうの森プラザ」とし、年間 82 万円の命名権料を施設維持費に充当している。 ・利用者アンケートやヒアリング等を通じ、バレエ練習用バー、調理室のガスコンロ、ラーニングスペース、飲食スペース等を整備した。１時間単位の予約やオンライン予約を導入し、４館の閉館と新施設の開館を同時期にすることで、活動の空白期間が生じないよう配慮した。 ・この事例をモデルに、市民や利用者への丁寧な対応を重ね、市民サービスの低下を招かないよう、公共施設の最適化を進めていく。 ◆委員等による意見（主な意見を抜粋） ・令和２年度から利用者アンケートや説明等を丁寧に進めてきたことを評価する。新施設も活発に利用されているが、閉館した４施設の利用者の行き場や、駐車場の確保はどうなっているか。 ・(財産活用課より説明) 従前の施設利用者は車で来館する方が多く、移動距離は増えても新施設を利用していると認識している。旧中央公民館は解体後、跡地のほぼ全域を駐車場とし、庁舎と交流センターの利用者が共に利用できるよう、十分な台数を確保する予定である。 ・交流センターの利用者は長時間滞在する一方、庁舎には短時間の用事で来る方もいる。駐車場の混雑に対応するため、庁内会議を他庁舎に分散するなど、内部で調整できる取組も必要である。 ・すべての施設を長寿命化するだけでは、課題を先送りすることになる。長寿命化すべき施設を見極め、廃止や統合も検討してほしい。丁寧な説明を行っても、すべての方の理解を得ることが難しい場合はある。 ・ラーニングスペースでは親子で学習する姿も見られ、多様な世代に活用されている。一方、各部屋の鍵の位置が低く、高齢者等が使いにくいため改善を検討してほしい。また、道路向かいの駐車場へ渡る横断歩道の白線が分かりにくく、安全面から対応が必要である。 ・(財産活用課より説明) 鍵の位置及び横断歩道については担当に意見を伝え、対応を検討する。駐車場の案内方法についても工夫していく。 ・３つの改革の視点は明確であり、ヒアリングやワーキング等を重ねる姿勢を今後も続けてほしい。駐車場は、防災機能を持った広い平場として確保することが望ましい。 ・(財産活用課より説明) 旧中央公民館跡地は、防災で活用できるよう、できるだけ平らな形状で整備する方向で設計を進めている。 ・学校再編後の跡地について、企業等への働きかけを含め、どのような活用を考えているか。 ・(財産活用課より説明) 再編と並行して跡地活用を検討していく必要があり、全国の事例を研究している。学校敷地が市街化区域か市街化調整区域とでは土地利用

	の制限内容が大きく異なることから、都市計画上の課題も整理し、先進事例の視察等も検討していく。 ・跡地は地域コミュニティや避難所の機能を考慮して活用したい。民間への譲渡後も地域が利用できる協定を結ぶなど、様々な手法が考えられる。人口規模や時代のニーズに合った施設への見直しと、民間の力を生かした運営が重要である。
	（２）古河市立小中学校の適正規模・適正配置全体計画（原案）について （教育総務課教育政策室より説明） ＜計画の位置づけと学校再編の必要性＞ ・昨年度策定した適正規模・適正配置の基本方針に基づき、再編対象校や実施時期を具体的に示した原案である。今回の原案をもって計画を決定するものではなく、公表後、保護者や市民の意見を把握し、計画の確定につなげる。 ・児童生徒数はピーク時から約 55％減少し、今後も減少が見込まれる。小学校 23 校のうち 13 校はクラス替えができない状況にあり、協働的な学びを実現するため、一定規模の集団を確保する必要がある。また、令和 23 年度には 32 校中 28 校の校舎が築 50 年以上となり、安全な教育環境の整備も課題となる。 ＜基本的な考え方と計画期間＞ ・児童生徒にとってより良い教育環境の実現を最優先に、将来を見据えた全市的な検討・協議と、保護者や地域住民との十分な合意形成を図る。適正規模は小中学校とも 12～18 学級、１学級当たり 26～35 人とし、通学距離は小学校４㎞以内、中学校６㎞以内、通学時間は 60 分以内を基準とする。 ・計画期間は令和９年度から令和 23 年度までの 15 年間とし、５年間ずつ３期に分けて再編を進める。人口動態や学校を取り巻く環境等を踏まえ、５年ごとに見直しの必要性を検討する。保護者、地域住民、学校関係者等による準備委員会を設置し、合意形成や新校に関する協議、児童生徒の事前交流、必要な校舎整備等を行う。 ＜ブロックごとの再編内容＞ ・小学校西部ブロックは、第１期に古河五小を古河一小と古河六小に分けて統合し、第２期に上辺見小・下辺見小の学区を見直す。第３期には施設の老朽化や水害の危険性を考慮し、古河七小を古河一小と古河四小に分けて統合する。 ・小学校北部ブロックは、第１期に上大野小を小堤小と統合し、大和田小を諸川小と仁連小に分けて統合する。第２期に駒込小を諸川小と統合し、第３期に西牛谷小、上大野小・小堤小の統合校及び総和北中を合わせ、小中一貫校を新設する。 ・小学校南部ブロックは、第２期に釈迦小と水海小を駒羽根小と統合し、第３期に下大野小を駒羽根小と中央小に分けて統合する。東部ブロックの名崎小と八俣小は、周辺の統合先や学区の広さを考慮し、現状を維持する。 ・中学校西部ブロックは現状を維持し、人口動態に応じて学区の見直しを検討する。中部ブロックは第３期に総和北中を小中一貫校とし、東部ブロックは第２期に三

	和東中を三和中と三和北中に分けて統合する。 ・令和 23 年度の学校数は、小学校 23 校から 14 校、中学校９校から８校とする計画であり、小中一貫校１校を含む。 ＜再編に伴う配慮事項＞ ・遠距離通学への対応としてスクールバス等の活用を検討し、児童生徒の事前交流を通じて不安を解消する。児童クラブの適切な配置や、閉校となる施設の有効活用等についても、関係部局と連携して検討を重ねる。 ◆委員等による意見（主な意見を抜粋） ・各学校の再編理由が示され、説明として分かりやすく、納得につながる内容である。学校再編に合わせ、児童クラブも適切に配置し、放課後に安心して過ごせる環境を整えてほしい。 ・(教育総務課教育政策室より説明) 児童クラブの適切な配置は考慮事項に位置づけている。教育委員会のみで決めることではないため、市長部局と協力し、再編時期に合わせて全市的に検討していく。 ・５年ごとに３期に分ける計画の考え方は、概ね原案のとおりでよいと考える。地域の合意形成では、通学や心のケア等の考慮事項を丁寧に説明することが重要である。 ・中学校の生徒数は、県立中等教育学校や県外を含む私立中学校への進学も影響するため、学校ごとの動向を把握し、地域性に配慮して適正規模を検討する必要がある。古河三中は古河一中・古河二中から分離してできた経緯もあり、元の形に統合する考え方も検討の視点となる。 ・児童クラブは、学校ごとに施設や受入れ状況が異なり、共働き家庭の増加も踏まえると、再編に伴う大きな課題となる。外国人児童生徒についても、日本語指導や保護者対応を含めた教育環境の整備が必要である。 ・児童クラブは、民間のクラブの利用や送迎の利便性等によって、整備前の想定と実際の利用人数が異なる事例もある。施設整備に当たっては、利用動向を十分に見極める必要がある。 ・古河五小や大和田小など、複数校に分かれて統合する場合、友達と離れることへの不安を抱く子どもがいる。原案の公表後から、学校を通じた説明等により、子どもたちの心のケアに十分配慮してほしい。 ・(教育総務課教育政策室より説明) 心のケアは特に重要と考えている。具体的な対応は今後検討するが、統合前年度の交流事業等を通じ、新しい環境に慣れることができるよう配慮していく。 ・閉校後は PTA による草刈り等の維持管理がなくなるため、跡地の本格的な活用までの管理体制が課題となる。校舎とグラウンドを分けて考え、スポーツ団体等にグラウンドを貸し、維持管理も担ってもらう方法等を検討してはどうか。 ・(教育総務課教育政策室より説明) 現在、学校開放事業で校庭や体育館を貸し出し

	ているため、担当課と今後の利用について協議し、有効活用を検討していく。 ・保護者や地域住民との合意形成に当たり、学校運営協議会の委員にも参加・協力してもらい、地域への説明や理解を支える役割を担ってもらうとよい。特別な支援を必要とする子どもは、環境の変化によって不安定になることもあるため、十分に配慮してほしい。 ・（教育総務課教育政策室より説明）10 月 19 日に議会全員協議会で周知し、20 日に市ホームページで原案を公表する。アンケートフォームにより意見を受け付け、11 月 7 日・8 日には地域との懇談会を開催する。学校運営協議会等の協力も含め、理解が得られるよう検討していく。 ・総和北中学区に小中一貫校を設置する理由について、地域の方に説明できるよう整理してほしい。 ・(教育総務課教育政策室より説明) 現在の小学校の学区を維持したまま同じ中学校区で再編できること、小堤小と総和北中が約 500m と近く、施設分離型でも連携しやすいこと、９年間を見通した教育の先進的な取組として位置づけられることが主な理由である。 ・閉校する地域への配慮や地域特性を踏まえた説明が必要であるが、教育を受ける子どもたちを最優先に考えるべきである。私立学校への進学や民間の児童クラブの利用等も含めて将来を見通し、５年ごとの見直しを検討するとともに、子どもたちのための再編であることを明確に伝えてほしい。